

青梅市見守りネットワーク連絡会を開催しました



市では、一人暮らしの高齢者等の見守りを充実させるため、見守りに関する協定を締結しています。この協定では、協力事業者が日常業務の中で「緩やかな見守り」を行うこととしています。例えば、郵便・新聞配達やガスの検針、ごみ収集等で事業者が各家庭を訪問する際、「郵便受けに新聞がたまっている」、「電気がついたままになっている」等の異変を発見した場合、市へ連絡を行います。連絡を受け、市では、関係機関や地域と連携して対応することになります。

2月2日に協力事業者が集まり、見守りに関する連絡会を開催しました。各事業者からは見守り方法や事例、課題の報告等がありました。また、警察からは特殊詐欺の実情と被害防止について、消防からは火災件数や火災の原因等についてお話があり、見守りの充実や重要性について理解を深めました。



この協定を通し、今後も地域全体の見守り力の向上を図っていきます。

問い合わせ 高齢介護課高齢者支援係

支えあう 老後の暮らしと仲間づくり 身近な高齢者クラブで、 あなたを支える仲間をみつけませんか？

市内各地域には、60歳を超えると入会できる57の高齢者クラブ(老人会)があります。これらのクラブでは、体力づくり、輪投げ、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、誕生会、舞踊、カラオケなどを通じて仲間づくりと健康増進を図っています。

参加することで、楽しみの芽を育ててはいかがでしょうか。お一人でも、ご夫婦でも入会は自由です。申し込みは随時受け付けています。

お問い合わせ 青梅市高齢者クラブ連合会事務局(福祉センター管理事務室内) ☎22・1112

5(火曜日を除く)、市高齢介護課高齢者支援係



家族介護教室「若い支度講座」 健康寿命 & 認知症 & 終活

「上手に老いるための自己点検ノート」作成者に「健康寿命への努力」等のお話を聞き、終活について考えてみませんか。

日時 3月15日(木) 午後2時～4時

会場 市役所2階201会議室

対象 市内在住者

講師 元厚生労働省参事官 石黒秀喜氏

定員 先着20人(予約制)

費用無料

申し込み 電話 ☎33・4477で青梅市地域包括支援センターすえひろへ

認知症サポーター ステップアップ講座

市では、認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症についてより深い知識や対応方法を学ぶ、ボランティア活動につなげるための講座を行います。

日時 3月19日(月) 午後2時～3時30分

会場 市役所2階204・205会議室

対象 認知症サポーター養成講座を受けたことのある市内在住・在勤者

内容 認知症についてのおさらいと当事者への接し方

講師 認知症認定看護師 中原一之進氏

定員 先着50人程度(予約制)

費用無料

申し込み 3月12日までに電話または直接高齢介護課包括支援係へ



地区慰霊祭のお知らせ

先の大戦のほか幾多の戦禍により犠牲となられた戦没者を追悼するため、市内7地区で慰霊祭を行います。

ご遺族をはじめ市民の皆さんの参列をお待ちしています。

日時・会場 下表参照

その他 趣旨をご理解のうえ、参列を希望する方は、当日会場へ平服でお越しください。

いずれも直接会場へお問い合わせ 福祉総務課庶務係

地区名	日時	会場
青梅	3月18日(日) 午後2時から	釜の淵市民館
調布	3月29日(木) 午後1時30分から	調布苑地
霞	3月17日(土) 午後1時30分から	霞共益会館
梅郷	3月17日(土) 午前10時から	梅郷市民センター
三田	3月9日(金) 午後2時から	沢井市民センター
小曾木	3月18日(日) 午前10時30分から	小曾木市民センター
成木	3月11日(日) 午後2時から	成木市民センター



第10回特別弔慰金の請求期限は4月2日です

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による遺族1人(27年4月1日までに戦病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方)

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母②孫

(3) 祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が替わります。

お問い合わせ 都福祉保健局生活福祉部計画課 ☎03・5320・4077、市福祉総務課庶務係

支給対象者 戦没者等の死亡時までの遺族等(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間・窓口 30年4月2日までに市福祉総務課庶務係へ

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

応募方法 3月16日(必着)までに市販の履歴書(写真貼付)、資格証明書の写し(有資格者の場合)、作文を封入し、「生活困窮者自立相談支援員採用選考申込」と記入のうえ、〒198-8701青梅市生活福祉課へ郵送または直接持参

※土・日曜日を除く午前9時～午後5時

※履歴書等の応募書類は返却しません。

問い合わせ 生活福祉課

生活困窮者自立相談支援員 非常勤職員募集

応募職種・募集人数・資格 心身ともに健全で、次のいずれかの要件に該当する方

①主任相談支援員：1人

ア 社会福祉士、精神保健福祉士または保健師の資格を有する方

イ 生活困窮者等への相談支援に5年以上の業務経験を有する方

②相談支援員：1人

ア 生活困窮者等への相談支援に3年以上の業務経験を有する方

イ 右記アと同等の能力を有すると認められる方

職務内容 生活困窮者に対する相談支援業務

勤務日時 週4日 午前8時30分～午後5時15分(実働時間7時間45分)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

勤務場所 生活福祉課(市役所1階)

報酬(月額) ①：1万5千円 ②：1万3千円

※社会保険および雇用保険あり

選考方法・日程 書類審査・3月下旬、面接・別途通知

作文課題 「応募の動機および生活困窮者への支援について」(800字程度)

生活の不安や心配事を お気軽にご相談ください

「生活が苦しい」、「どこに相談してよいかかわからない」など、さまざまな問題でお困りの方の話を聴き、自立した生活を送れるように相談・支援を行います。

相談日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時

相談窓口 生活自立支援窓口(市役所1階17番窓口生活福祉課内)

内容 ①自立相談支援：相談支援員が生活上の問題や悩みを一緒に確認・整理し、必要な支援を考慮し、具体的な支援プランをもとに、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。他に適切な専門機関がある場合は、その機関へおつなぎします。

②住居確保給付金：離職などにより住居を失った方や失うおそれの高い方に、自立相談支援を受けながら就職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。(限度額あり)

③家計相談支援事業：専門の相談員による家計収支改善のアドバイスにより、相談者自家計の管理、生活の再生ができるように支援を行います。

④青梅学習サポート事業：経済的な理由により十分な学習ができない小学6年生～中学生を対象に、家庭訪問による学習支援やその保護者に対する進学相談などを行います。

※この事業は青梅市社会福祉協議会に業務を委託して実施しています。

問い合わせ 生活福祉課

